自家用車を使用する付き添い支援

• 買い物等代行支援の手引き

(別冊 大分市地域お互いさま活動の手引き)

大分市長寿福祉課

令和4年4月

目次

	自家用車を使用する付き添い支援】・・・・・・・・・・・・P. 1
1	付き添い支援について
2	道路運送法について
3	生活支援の利用料を受け取れる場合
4	生活支援の利用料を受け取れない場合
5	自家用車を使用する際の留意事項
6	自家用車を使用する付き添い支援に関するQ&A
[自家用車を使用する買い物等代行支援】・・・・・・・・・・・P. 5
1	自家用車を使用する買い物等代行支援】・・・・・・・・・・・P. 5 買い物等代行支援について
1	買い物等代行支援について
1 2	買い物等代行支援について 貨物自動車運送事業法について
1 2 3	買い物等代行支援について 貨物自動車運送事業法について 生活支援の利用料を受け取れる場合

I 自家用車を使用する付き添い支援

1. 付き添い支援における送迎について

地域お互いさま活動事業では、日常生活における多様な困りごとに対する軽度な生活支援 を提供するものとしており、買い物や病院受診への付き添い支援も実施することができます。 付き添い支援を実施する場合は主に以下の方法が考えられます。

- A 公共交通機関 (バスやタクシーなど) を利用し、付き添い支援を実施する。
- B 支援者の自家用車に利用者を乗せて送迎し、目的地で付き添い支援を実施する。

Aの場合は問題ありませんが、Bの支援者の自家用車を使用する場合は「道路運送法」に 抵触しないように注意が必要となってきます。

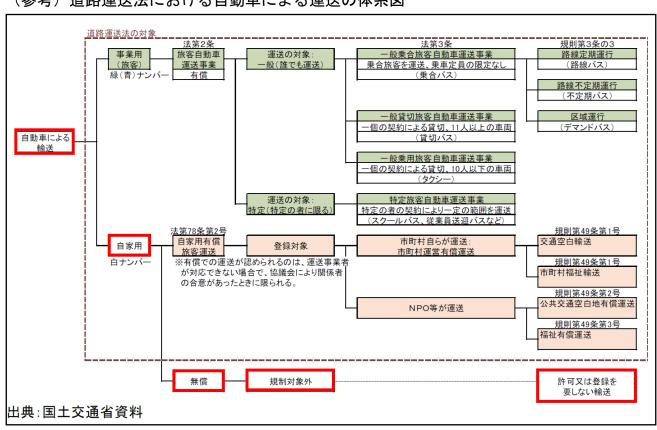
2. 道路運送法について

道路運送法第2条第3項では、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して、旅客を 運送する事業」は「旅客自動車運送事業」と定められており、該当する場合は同法の「許可」 (緑ナンバー)を受ける必要があります。特別に認められた場合を除き、自家用車を使用して、有償で人を運送することは、「白タク行為」と呼ばれ、道路運送法違反となります。

ただし、「無償」で実施する場合は、道路運送法の規制対象外とされ、「許可又は登録を要しない運送」として自家用車を使用して送迎を実施することができます。

しかし、一切を無償でしなければならないわけではありません。生活支援の利用料金を受け取れる場合と受け取れない場合があります。

(参考) 道路運送法における自動車による運送の体系図



3. 生活支援の利用料を受け取れる場合

支援者の自家用車に利用者を乗せて送迎する場合に、以下のように**付き添い支援等の生活** 支援と一体的に行うことで、各団体が定めている利用料を送迎時間も含めて受け取ることができます。ただし、ガソリン代などは実費であっても受け取ることはできません。

(参考) 支援のイメージ図



※送迎を一切無償(実費請求や補助等も無し)で実施し、現地での付き添い支援に要した時間(イメージ図の黄色の部分)に対してのみ利用料が発生する場合は、道路運送法に抵触しません。

具体例を挙げますと、行き帰りの往復で20分、目的地で付き添い支援を40分した場合、計60分を支援時間として、利用料を受け取ることができます。

4. 生活支援の利用料を受け取れない場合

上のイメージ図のように付き添い支援等の生活支援と一体的に送迎が行われる場合は、送 迎時間も含めて利用料を受け取ることができますが、以下に挙げるような場合は、「利用料」 ではなく、「運賃」を受け取っているとみなされかねません。

- (1) 付き添い支援等の生活支援を実施せず、実質的に送迎のみ実施している場合
- (2) ドライブや娯楽施設など、生活支援とは認められない目的地に行く場合
- (3)送迎に掛かる時間が付き添い支援の時間よりも多い場合
- (4) 送迎の有無で利用料や会費等に差を設ける場合
- (5) 会費等の使途が実質的に送迎費用に充てられている場合
- (6) 利用料以外の金銭や物品を受ける場合
- (7) 社会通念上、任意の謝礼とみなせない金銭や物品を受けている場合や、任意の 謝礼に対する目安の金額を示すなど任意とみなせない仕組みを設けている場合

※(5)の補足

会費等の一部を送迎費用(支援者への人件費は除く)に充てることができます。 たとえば、校区社協からガソリン代等の実費の助成を受けることは多くの場合で可能です。

5. 自家用車を使用する際の留意事項

①保険加入について

乗車降車時の転倒や交通事故等により利用者が負傷した際に、補償が行われないことのないように、実施団体が加入する保険で対応するのか、支援者が加入する保険で対応するのかをあらかじめ決めておくようにしてください。

実施団体用の保険は社会福祉協議会が募集しているものと、民間保険会社が募集しているものがあります。なお、実施団体が保険に加入する場合は保険料を経費に計上することができます。

②任意の謝礼について

利用者からの任意の謝礼は「運賃」に当たらないとされていますが、具体的にいくらであれば「運賃」に当たらないのかということは示されていません。また、金銭的な価値がない物品の授受も「運賃」に当たらないとされていますが、具体的にどのようなものであれば「運賃」に当たらないのかということは示されていません。

判断が難しい部分であるため、送迎した際は任意であったとしても、利用料以外は受け取らないことが望ましいです。

③適正な実施について

送迎に関する部分について、利用料や実費を受け取らず、事務局からも支援者に対する 送迎手当の支給などを行なわないという完全無償の行為である場合は、問題となりません。 しかし、そうではない場合は、道路運送法に抵触しないよう注意が必要となります。

自家用車を使用した支援を実施する際は、あらかじめお知らせくださいますようお願いします。また、自家用車を使用した支援の実施に関する質問および相談は、大分市長寿福祉課のほかに大分運輸支局(097-558-2107)に直接することができますので、不明な点は事前に確認されるようお願いします。

6. 自家用車を使用する付き添い支援に関するQ&A

- Q1. 支援者の自家用車で送迎し、買い物付き添いを実施した。その帰りに利用者の要望で友人宅を経由し、少しの時間滞在したのち、利用者宅に送ったが、問題ないか?
 - A. 友人宅など生活支援とは認めがたい目的地を経由する場合、送迎時間を含めて利用料を受け取ると「運賃」を受け取っているとみなされるおそれがあります。

このような場合は、送迎と生活支援を切り離し、生活支援の時間に対してのみ利用料を受け取るようにしてください。(送迎は無償で実施し、実費請求もできません。)

- Q2. 支援者の自家用車で送迎し、病院付き添いを実施した。病院での待ち時間が普段より大幅に短かったことにより、送迎に掛かった時間が付き添い支援の時間より長くなってしまった。この場合は、どうするべきか?
 - A. 結果的に送迎に掛かった時間が付き添い支援等の生活支援(乗車降車時の補助や出発前の身支度の手伝いなども含む)の時間より長くなった場合は、支援実績の全体を見た時に生活支援が中心的に実施されている状況である限り、送迎時間を含めた利用料を受け取ることができます。

〇3. ガソリン代等の実費は絶対に受け取れないのか?

A. これまで説明してきた方法は、付き添い支援と一体的に送迎を行うことで、道路運送 法に違反せずに、送迎時間も含めて、生活支援として利用料を受け取ることができる というものです。

利用料以外の費用を受け取った場合、たとえ実費であっても「運送の対価」を受けとっているとみなされるおそれがあるため、受け取ることはできません。

ただし、付き添い支援の時間も含め、生活支援の利用料を一切受け取らず、無償で支援・送迎する場合は、実費を受け取っても「運送の対価」とはみなされません。

なお、無償の支援は地域お互いさま活動事業の奨励金の対象外です。

Q4. 利用者の自宅以外に送迎してもよいか?

A. 利用料を受け取る場合、状況によっては、「運賃」とみなされるおそれがあります。 なお、地域お互いさま活動事業は利用者の自宅を訪問して行うものであるため、利用 者の自宅を訪問しない支援は制度の対象外です。

O5. 利用者の車を支援者が運転する場合はどうなるのか?

A. 利用者の車を使用する場合は、運送ではないため、道路運送法は適用されません。 しかし、状況によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業とみなされる場合がある ので、注意が必要です。

Ⅱ 自家用車を使用する買い物等代行支援

1. 買い物等代行支援について

買い物代行のような日常生活に必要な物品を利用者に届ける支援を実施すること自体は 問題ありませんが、支援者の自家用車を使用して届ける場合は「貨物自動車運送事業法」に 抵触しないように注意が必要となります。

なお、徒歩や自転車、125cc 以下のバイクを使用して届ける場合は、同法の対象外です。

2. 貨物自動車運送事業法について

貨物自動車運送事業法第2条第2項および第4項では、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業」は「一般貨物自動車運送事業」および「貨物軽自動車運送事業」と定められており、該当する場合は同法の「許可」(緑ナンバー)を受けるか、または「届出」(黒ナンバー)を行う必要があります。

ただし、「無償」で実施する場合は、貨物自動車運送事業法の規制対象外とされ、「許可を要しない運送」として自家用車を使用して運送を実施することができます。

しかし、一切を無償でしなければならないわけでなく、道路運送法と同じで、生活支援の利用料金を受け取れる場合と受け取れない場合があります。

3. 生活支援の利用料を受け取れる場合

支援者の自家用車を使用して日常生活に必要な物品を利用者に届ける場合に、以下のように生活支援と一体的に行うことで、各団体が定めている利用料を受け取ることができます。

生活支援の内容は、届けた物品を冷蔵庫等にしまったり、物品の説明をしたりすることの ほかに、安否確認をすることなども含まれます。

(参考) 支援のイメージ図



4. 生活支援の利用料を受け取れない場合

玄関先などで物品の引き渡しのみ実施する場合は、「利用料」ではなく、「送料」を受け取っているとみなされかねません。

5. 買い物等を代行する際の留意事項

①購入したものに問題があった場合について

支援者と利用者のどちらが購入先への問い合わせなどの対応をするかについて、あらか じめ決めておくことがトラブル防止の観点から望ましいです。なお、支援者は領収書を必 ず商品とともに利用者に渡すことが必要です。

②物品の説明が必要な場合について

購入時や受け取り時に受渡者より使用方法や注意点などの説明を受けた場合は、利用者 に必ず伝えるようにしてください。

6. 買い物等代行支援に関するQ&A

- Q1. 買い物代行で購入できるものに制限はあるか?
- A. 各団体でよく話し合って決めてください。なお、高額な物品や専門性が求められる物品の購入は避けるか付き添い支援で実施することを検討してください。
- Q2. 支援者が商品をインターネットで購入し、利用者に届けた場合はどうなるか? また、届け先を利用者宅にした場合はどうなるか?
 - A. 利用者に届ける際に自家用車を使用する場合は、インターネットで購入しても、実店舗で購入しても同じです。

届け先を利用者宅にした場合は、支援者は自家用車を使用していませんので、貨物自動車運送事業法は適用されません。ただし、地域お互いさま活動事業は利用者の自宅を訪問して行うものであるため、利用者の自宅を訪問しない支援は制度の対象外です。